

「ピリミスルファン」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「ピリミスルファン」については平成19年10月16日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

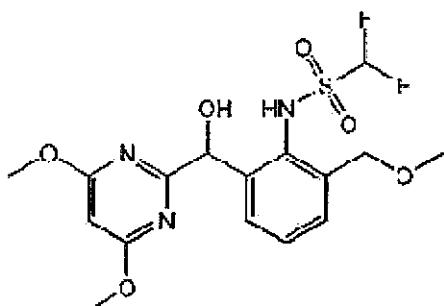
本剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

ピリミスルファン

本薬は除草剤である。今回水稻への適用が申請されている。

F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議 (J M P R) における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。